

情報公開第00826号  
平成 28年 4月19日

半谷史郎 様

外務省大臣官房総務課  
外交記録・情報公開室

## 行政文書の開示の実施について（通知）

平成 28年 4月16日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」を受領しましたので、下記の文書を開示します。

### 記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称等  
1957年モスクワ平和友好祭とモスクワ世界青年友好スポーツ大会の情報収集ならびに対応方針の審議検討にかかわる文書一式
- 2 開示請求番号 2015-00669
- 3 本件に関する問い合わせ先  
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号  
外務省大臣官房総務課 外交記録・情報公開室  
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

本件に関するお問い合わせの際には、上記2の開示請求番号をお知らせください。

以上

開示請求番号：2015-00669

開示請求対象行政文書一覧表

【1 / 7頁】 (別紙)

1	行政文書の名称等： モスクウで開催の第六回世界学徒青年大会に関する件 (豪第322号)
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 10枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄をご覧ください。  
全部 一部 (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：100円  
全部 一部 (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：100円+媒体の料金  
全部 一部 (希望する部分： )  
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

第二課長

B'61050

と一

政亞局長 参事官

第三課長

豪 第三ニニ号

昭和三十三年四月十七日

在オーストラリア日本國大使館

臨時代理大使 宇山 厚

外務大臣岸 信介殿

モスコウで開催の第六回世界学生徒青年大会に関する件

四月十日ケリーシー外相の発表によれば本年七月及び八月にモスコウで開催予定の第六回世界学生徒青年大会は全く世界共産主義の宣伝の道具に用ゐらるゝのであり、この点を解明した六頁からなるパンフレットが外務省で準備された。

在外公館

政亞局  
32.4.24  
第三課  
文書課  
收  
32.4.23  
201

記帳了

政三 876

七-2(後)

右何等御参考までには右表及びパンフレット  
送致の上報  
申上げる。

在外公館



DEPARTMENT OF EXTERNAL AFFAIRS

CANBERRA

PR 48

14th April, 1957

FOR THE PRESS  
RELEASED IN CANBERRA ONLY

COMMUNIST YOUTH FESTIVAL IN MOSCOW

The Minister for External Affairs, Mr. R. G. Casey, said today that he had been asked about the 6th World Festival of Youth and Students, to be held in Moscow in July and August.

Mr. Casey said that two Communist-front organizations, the World Federation of Democratic Youth and the International Union of Students, were in course of trying to attract people to attend a World Youth Festival in Moscow, for which large-scale preparations were being made.

Mr. Casey said that this World Youth Festival was clearly a massive propaganda undertaking.

Apart from other evidence the Youth Department of the British Council of Churches had stated that the underlying motive of the Festival was the establishment of World Communism by all possible means.

Invitations to the World Festival were being directed towards the leaders of young people's organizations, University movements and other bodies that no doubt were thought to be amenable to influence. In a number of cases offers were being made to pay the fares of delegates to the Festival and substantial hospitality promised.

Mr. Casey said he believed that Australian students and youth movements were unlikely to be impressed by these Communist invitations.

He said that the Department of External Affairs was issuing today an information paper, based on authoritative material in the Department's possession, which set out in some detail the background of the proposed Festival. He commended it to the attention of all who were interested in this Communist manifestation.

INFORMATION PAPER

Issued by the Department of External Affairs, Canberra

THE SIXTH WORLD YOUTH FESTIVAL,

MOSCOW

1957.

Every device of Communist propaganda will be used in the next few months to ensure the success of the "Sixth World Festival of Youth and Students for Peace and Friendship" and the "International Friendship Youth Games" to be held in Moscow from July 28, to August 11, 1957. The two sponsoring organizations - the World Federation of Democratic Youth and the International Union of Students have, as one of their important targets in publicising the Festival, the great majority of non-Communists in free-countries.

In part, the Festival is intended to offset the loss to Soviet prestige of events in Hungary and to promote greater receptiveness to propaganda about the material achievements of the Soviet World.

From the vivid and pleasant impressions delegates to the Festival are intended to receive, the Communists expect people in the Free World to draw the conclusion that living under a Communist regime is highly desirable.

How successful the Communists will be in attracting delegates remains to be seen. Apart from one or two Asian countries, delegations are not expected to be large. Four major Indian student organizations have called for a boycott of the Festival in protest against Soviet policy towards Hungary.

#### The Aim - World Communism

Elsewhere in the non-Communist world, many leading youth and student organisations have commented unfavourably on the festival. The youth department of the British Council of Churches has declared:

"It would be unwise and would serve no constructive purpose for any Christian youth organisation to send representatives to the festival, the underlying motive of which is the establishment by all possible means of world Communism. There is no doubt that those who go to Moscow, especially those politically naive or uncommitted, will be given an impression of the Soviet Union by their Communist hosts which will make them particularly susceptible to Communist propaganda."

No effort will be spared in attracting the "politically naive and uncommitted" to the Moscow gathering, and also in securing the attendance of prominent non-Communists from as many parts of the free world as possible. The sponsors, who are hoping to draw 30,000 young people from 140 countries, state that all youth will be welcome, regardless of outlook or political ties, and that there will be excellent opportunities for promoting friendship and understanding.

In spite of these assurances, it is unlikely that the pattern of the festival will differ much from that of the previous festivals, which were held in Prague (1947), Budapest (1949), East Berlin (1951), Bucharest (1953) and Warsaw (1955). National delegations, apparently chosen by democratic means, but in fact exhibiting a judicious blend of Communists, their active sympathisers and those they wish to influence, will endorse unanimously the policies now being followed by the Soviet Union. The tune may be played with variations, but there will be no basic changes.

The choice of Moscow as the site of the festival is in itself significant. The fortieth anniversary of the October Revolution, in which the Communists seized power in Russia, occurs this year, and the festival will be an important propaganda tool in the build-up to the anniversary celebrations.

#### Soviet Festival Plans

Most of the delegates from abroad to the festival will represent the Communist countries, but several thousands will be transported by special aircraft, ships and trains from the non-Communist world. Some will pay part of the cost of their trip and the expenses of their stay in the Soviet Union. Many of the delegates from the "colonial" territories will go entirely free, with their expenses paid from various "solidarity" funds raised in the Soviet Union and satellite countries.

There will be many discussion groups arranged according to vocations and special interests, and diversions will include international concerts and cultural competitions, exhibitions, plays, dances, games and tours.

The total cost to the Communist countries in transport, entertainment, and mass feeding will be heavy, but in terms of propaganda it will be well worth-while.

#### Trouble in the Communist orbit

An immediate question which comes to mind is whether the present ferment among the youth of Eastern Europe will be evident at the festival. It may, but the effect of possible criticism will be minimised by several factors. It will not be difficult for the selection of delegations to be arranged in such a way that dissidents, if they have any places at all, will be a tiny minority. The organising bodies will have had plenty of time to consider ways of stifling criticisms, and there will in any case be a preponderance of delegates from the Soviet Union, Communist China and satellites.

The shattering events in the Communist world - beginning with the denunciation of Stalin and culminating in the Hungarian rebellion - have brought a sharp reduction in Communist Party membership in almost every free country. In the Communist bloc, disillusionment has been particularly strong among young people. So many of the "truths" propounded by their elders have been revealed as lies, and so many former "lies" are now held up as "truths", that they no longer know what to believe. The effect on the majority of youth has been to confirm outright hostility to the Communist regimes, and the dedicated minority, even though they remain true believers in Communism, are profoundly dissatisfied with the way in which their organisations are conducted.

This dissatisfaction is shown clearly in some recent statements. A good example comes from Poland. The Chairman of the Executive Board of the ZMP (Communist-dominated youth organisation) in Lodz stated:

"Within the ZMP...there has been active an apparatus preventing practical application of the conclusions drawn from discussions. Everything new and fresh has consistently been broken, stifled and eliminated



by that machine. The present state of affairs is much the same....If we don't change ourselves, we will be changed by others; in the meantime, we shall play a nasty, presumably, "poor" role within our organisation."

#### Fears of the Leadership

Under the cloak of Communist "double-talk", it is possible to detect the general Communist apprehension about the attitude of youth in this statement by the Chairman of the Board of ZMP:

"Youth is ours'....is the commonplace we have used to....put up a smoke-screen to conceal many disquieting phenomena among youth....The fact that large groups of young people remain under the influence of alien hostile ideology must cause us great anxiety. The appearance of hooliganism, alcoholism, crime, a cynical attitude towards life, disdain for the basic norms of social life, immorality, and the pursuit of pleasure at any cost have reached considerable proportions....A great many of our young people remain under the influence of various reactionary points of view, and yield to the pressure of the most backward clerical circles and religious fanatics....Symptoms of indifference and passivity, which are rather widespread among young people (who) desire to live in the quietest way possible, without shocks or engagement in the tempestuous processes taking place all about us, must also cause us anxiety....We have to fight the tendency among some groups of young intellectuals to stand aloof....from the rest of youth, as well as the hostility towards the intelligentsia which may be seen among certain young workers....The poison of nationalism is still felt. Anti-Soviet feelings have started to come to the surface among youth...These feelings invade the minds of the less resistant young people in the form of....anti-Semitism. Our ZMP organisation must undertake an energetic, unrelenting struggle against these backward, harmful theories...."

Both the wording and tone of this statement show its true purpose. It reveals that the young men and women of Poland are daring to think for themselves, and at the same time tries to discredit independence of thought by identifying and associating it with juvenile delinquency and anti-Semitism.

#### Hungary's Example

In Hungary the feature of the October revolt which astonished both Western and Communist observers was the leading part played by young people whose whole conscious life had been spent under Communist rule. Turning the tables on their oppressors, they used the para-military training they received in Communist organisations to fight Soviet troops. This Hungarian rebellion of youth was considered serious enough to warrant the establishment of a new Hungarian Communist Youth Federation - KISZ - in March this year. KISZ, according to the Communist Party resolution announcing its formation will "serve the building of a socialist society, fight for the aims of the party among youth, and educate youth in the Communist spirit."

/Hostility....

Hostility to the present regime in East Germany has been particularly strong among students at Humboldt University in Berlin, where Professor Wolfgang Harich was recently sentenced to ten years' imprisonment for treason. The charge was apparently based on nothing more than Professor Harich's encouragement of liberal thinking among his students and others within the framework of "socialism". Unrest among students and other young people has also been reported from Czechoslovakia, Rumania, Bulgaria. Even in Communist China, North Vietnam and the Soviet Union itself there is some discontent amongst young people.

In spite of all the evidence to the contrary - the present disunity within the Communist bloc, and the loss of support for Communist parties in the free world - the festival will be used to impress credulous visitors with the strength and solidarity of the countries where Communism holds sway.

If any note of criticism enters into the festival discussions, it will not be permitted to destroy the general impression of harmony on all issues. Well-tried techniques, familiar to anyone who has studied Communist conference organisation, will be used to produce decisions which are both unanimous and favourable to the Communist viewpoint.

#### WFDY and IUS

The larger, and in Communist eyes, the more important of the two sponsoring organisations is the World Federation of Democratic Youth. Founded in 1945, it was at first supported by non-Communist as well as Communist groups. It claimed to be non-political, but soon showed its bias in favour of Soviet policies. By 1949, most of the non-Communist members bodies of the WFDY had resigned to form their own group, the World Assembly of Youth. WFDY has been closely associated with the Communist so-called "peace-campaign". Its secretariat was expelled from Paris in 1951 for subversive activities, and now has its headquarters behind the Iron Curtain.

The International Union of Students claims to represent "the democratic students of the whole world." In fact, it is dominated by the Communist countries and Communist youth organisations of the Soviet bloc. Student unions of many countries have dis-affiliated from the IUS since 1947 in protest against its pro-Soviet policies. IUS works closely with WFDY, and, as in the case of the latter organisation, the real power is wielded by the Communist-dominated Council and its smaller executive committee. The secretariat of IUS is in Prague.

Little exception can be taken to the professed aims of these organisations. They claim that the promotion of international understanding and co-operation, and the freedom and rights of young people to good conditions of employment and reasonable standards of living are their main objectives. But in practice these high purposes have been translated into attacks on Western policies and efforts to impose the Soviet viewpoint, coupled with the striking absence of criticism of attacks on the rights of students and youth in Communist countries.

As far as the IUS is concerned, the attitude of the great majority of student organisations in the free world is summed up by

/the report....

the report of the observers sent by the National Union of Students in Britain to the IUS Student Congress in Prague last year. The observers stated that the IUS was simply "the student arm of the Communist movement" which has "faithfully followed the foreign policy of the Kremlin in all its variations."

### Loss of Support

Tight Communist control of both organisations has severely reduced their membership and influence in the free world. They have been trying for some time to attract support outside the Communist countries, both by relaxing their rules and by overtures to their free counterparts, the World Assembly of Youth and the International Student Conference.

The decline in influence and membership of the Communist-front organisations is illustrated by the falling-off in attendances at IUS student congresses. In 1950, over 1,000 delegates and observers attended the IUS Congress, but at the latest gathering in Prague last year the number had fallen to barely 600.

The attitude of Yugoslav youth and student organisations is also a significant commentary on the decline of WFDY and IUS. The Yugoslav bodies were hounded from the two international organisations after the break between Stalin and Tito, and this expulsion brought on the final disillusionment of many non-Communist affiliates. When friendly relations between Moscow and Belgrade were restored, the Yugoslav organisations showed no inclination to return to the fold, and the chances that they will rejoin are even more remote now.

The World Assembly of Youth and the International Student Conference, on the other hand, have steadily increased their strength, and now embrace the majority of national youth and student organisations outside the Communist orbit. They have not responded favourably to Communist advances.

WFDY and IUS nevertheless remain hopeful of attracting non-Communists to their ranks, and they are active in the "uncommitted" areas of Latin America, Asia, and Africa to a degree not possible a year or two ago. Evidence of some success comes from Egypt, where the Youth Festival is receiving enthusiastic support. The President of the Egyptian youth welfare organisation - the Supreme Council for youth welfare and Sport - took part in the planning of the festival in Moscow last year, and it is believed that as many as 600 young Egyptians may go to Moscow in July.

### Failure and Perseverance

The failure of the leadership in Communist countries to indoctrinate their own young people is of great significance. Recent events in Eastern Europe have shown, more dramatically than before, that to many of the young men and women who are needed to provide the leadership of the future, Communism is a dreary and oppressive creed which destroys freedom of thought and action, and makes a mockery of human dignity.

The massiveness of their failure is undoubtedly worrying the political controllers of the Communist bloc, but it has not,

/however,...

however, weakened their perseverance. To win the sympathy of youth in the free world, and to ensure the blind obedience of young people in the sphere of Communist rule must be one of their first aims if the Communist world revolution is to succeed.

In this campaign one of the major weapons in their armoury is the youth festival, and no expense or trouble is spared in organising gatherings of this kind. Each of the festivals so far organised has been a rallying-point in the Communist fight for the allegiance of youth; an occasion for mass indoctrination. The Moscow festival, the Communists hope, will be bigger and better than any of its predecessors.

---

2	行政文書の名称等： 第六回世界青年祭参加に関する件（第869号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分： )

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円

全部 一部 (希望する部分： )

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分： )

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)



秘密指定解除  
外交記録・情報公開室

政 亞 局 長

第八六九号

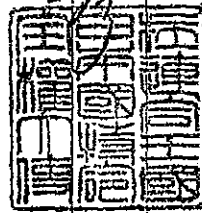
第三課長

昭和三十三年六月四日

在連合王國

特命全權大使

西 春 彦



外務大臣臨時代理

國務大臣 石井光次郎 殿

第六回世界青年祭参加に関する件

五月十八日付政三合才方三七号ノ貴電並に合才三七号ノ貴電にてお申越しの本件に関するは既に電報をもて報告申進したが、本件青年祭に關し、英外務省の作成せる資料を添送付する。

在外公館



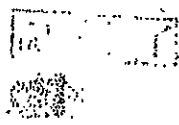
付属物添付

記帳了

政三1255

なお御用件もなきことと存するも右資料類の取扱に  
つては御留意相成り候。

在外公館



3	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生祭参加状況調査依頼の件（第54号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 1枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：10円  
全部    一部    (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：10円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )  
 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)



電信写

秘密指定解除  
外交記録・情報公開室

極秘

昭和三二 八九〇一 暗  
ローマ 六月六日一二五〇発  
本省 六日二二二〇着  
欧三

岸 大臣  
太田 大 夏

(第六回世界青年学生祭参加状況調査依頼の件)

第五四号

貴電合第二七七号に關し

四日イタリア外務省政務局東欧課員の内話によれば、伊政府は目下本件を審議中であるが渡航申請を不許可とすることは法律上不可能で許可手続きを遅らせることにより實質上渡航阻止の効果を生ぜしめることができるのみであり、結局申請者(人数はいまだ判明せざるも相当数に上りあり、あるいは二〇〇〇名位いとあるかも知れぬ由)の大部分に対し渡航を認めざるを得ざるべしとの趣き。

(了)

配布先 次官、官房長、局部長、次参、総、欧一三情各課、渡、審、大阪

外務省

記帳了

4	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生平和友好祭日本代表团（500名）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分： )

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：30円

全部 一部 (希望する部分： )

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：30円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分： )

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

第三課長

第六回世界青年学生平和友好祭日本代表団(五〇〇名)

○職業別分類(第一次申請四七六名)  
注 数名の入れかえを申請越すはず

国鉄、専売公社	二五	(うち専売一)
通信	九	
教育	二七	(うち公務員と思われるもの一九)
地方議員	二九	
他の公務員	三五	(中央一七、地方一八)
学生	七六	(うち高校一)
報道	六	
医師、弁護士等	八	(うち医師六)
著述、翻訳業	九	
映画、演劇、美術	九三	(名簿に合唱団員とある者のうち職業の判明しているものは除く)
音楽、服飾	二五	
農業	三六	(自営、雇人の別は判然としない)
商業、製造業	四〇	
会社員	四〇	
団体役員	一八	(職業なしとした者、不明の者を含む)
その他	一八	

移住局渡航書記官室

○申請名簿に記載されている區別による分類

(第一次申請四七六名)

都道府県代表	二一八	演劇	一八
日青協代表	二六	人形劇	五
被爆者代表	三	映画	八
農村代表	一〇	服飾	六
諸団体代表	四三	写真	二
労働代表	二一	美術	五
学生代表	一七	合唱団	三四
音楽代表	一一	代表団事務局	九
日舞代表	七	医療班	二
洋舞代表	一三	通訳	二八

○日、程

七月 十七日 新潟発（ソ連船アレクサンドル・モジャイスキ）

号乗船

十八日 ナホトカ着

三十六日 モスコイ着

二十八日 祭典開幕

八月 十一日 // 閉幕

二十日 ナホトカ着

二十一日 ナホトカ発・新潟へ

○費用

円貨払い 交通費（船賃） 八〇〇万円（一人当り一六、〇〇〇円）

参加費 五四〇万円（ // 一〇、八〇〇円）

（ソ連内における食費、宿泊費等一切右参加費でまかなわれる。）

外貨払い

雑費

一五、〇〇〇円 //

三〇円 //

5	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生祭に対する諸国の参加に対する調査結果
決定区分： 開示	

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 7枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
  2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：70円  
全部    一部    (希望する部分： )
  3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：70円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )
- 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

抄復

官修

房長

務参事官

住局長

吸航書記官

極秘

秘密指定解除  
外交記録・情報公開室

歐亞局長

警備第三課長

昭三三三六一〇



六月同世界青年学生會に對する。

諸國の青年會に對する調査結果

一 本年七月二十八日から八月十日に亘る同又六ヶ月上

あつた月報の中の本件條に對し、諸外國からの

三万名の調査結果といふが、その中に米、英、仏、印、

伊、独、埃、露等の各分隊長に、此同致辭の取

扱ひを對査した結果は次の通り。

外務省

歐三 1257

三、調査結果

(1) 米回

1. 米回加増と米回増大の相違は、米回増大は、米回増大に、この  
米回増大の相違は、米回増大に、この

2. しかし、米回増大は、米回増大に、この

米回増大は、米回増大に、この

3. 米回増大は、米回増大に、この



(2) 英國

1. 政府、野党、小党の各派は、  
隨時にその力を出して来る。

2. 白票の多量に於て、  
本は選挙も抑弊の多し。

3. 英國の各党の数は約千七百名、  
内訳、学説、

三百、  
労働二百、  
共和二百、  
労働、  
三百五十。

此係上海人  
增信其言也

キリスの教員は百五十名、地五百五十

(3) 仏 教員百五十名

(4) 印 教員

ハ外領事館の邊境にあり、番千名の招請者数を

八十名にし、而も此制限する方針である。

2. 招請するに於ては千名を以て、印教員は千名、七

百五十名、英國等歐洲會堂生二百五十名の口数に

たつた。

(5) 伊

1. 故能由指を不許可とするは法律上不可能で

ある。但し、許可年数をあくせとの故能阻止を以て

るがてである。

2. 由指を以ての二年となくうか、その大部分の渡航

を止めぬとなくうか、その大部分の渡航

(6) 出

1. 旅券の交付標準を調整するに当り、

標準は、

2. 学生は、旅券の交付標準を、1の標準に引き上げる。

新用紙の発行に当り、

(7) 出

1. 約千名の招待券を、1の標準に引き上げる。

なし。

(8) タイ

1. 大學生連盟が招請を希望する旨を希望し

いふようであるが、現在が旅券発給を申請している

2. 警察、外務省帰途の上、本件を希望する旨に旅

券を発給しなさいと決定

6	行政文書の名称等： 国際青年大会参加に関し新聞報道の件 (第135号)
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 1枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部      一部      (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：10円  
全部      一部      (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：10円+媒体の料金  
全部      一部      (希望する部分： )  
 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

電信写

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

昭和三二 一〇二二六 略

テヘラン 六月二十九日一三三〇発 渡  
本省 二九日二一〇九着

石井大臣臨時代理

蓮見臨時代理大使

(国際青年大会参加に關し新聞報道の件)  
第一三五号

在當地ソ連大使館は近くモスコイで開催予定の国際青年大会に参加方イランの各種青年団体に対し直接交渉中の趣のところ、当国外務省は参加を一切認めざることに決定し、且つソ連大使館に対しては本件に關し民間団体との接觸を差控えるよう申入れた旨二十八日付当地新聞は報道してゐる。

配布先 次官、官房長、歐、移住各局長、総、欧三四渡 (了)

外務省

了帳記

7	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生平和友好祭について（昭和32年7月2日）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 7枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
  2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：70円  
全部    一部    (希望する部分： )
  3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：70円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )
- 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)



歐亞局長

歐亞局長

第六回世界青年学生和平和友好祭について

昭三二・七・二

本友好祭の日本実行委員会が奉表した資料によ

れば、モスタワで行われた本友好祭の「際準備委員

会々議は「私たちが青年、学生、いろいろな団体、運動

組織、文化、スポーツ、労働組合その他を代表」と云々

と行われたことになり、右委員会のメンバーは

世界青年学生連盟、インターナショナル・ユース・ユニオン

佳局長  
海統書記官

外務省

□ 學生同盟會長 ユーリー・ペリカンが今日よりお  
り、在仏古垣大使の報告によれば、フランス治安当局は  
本友好参加が世界民主青年連盟および□ 學生同盟  
盟の共催にかかるとみている。

右兩団体が世界平和評議会、世界労働青年連  
盟、□ 際共産運動の代表する主要な□ 際的組織  
であることは、たゞとも自由世界に於いては一般に認めら

4213と232である。

特に世界青年連盟は一九四九年ロンドンで

一回世界青年大会を開催して正式に連盟を結成して

以来、第一回世界青年平和友好祭（一九四七年

第二回世界青年大会）一九四九年ブダペスト）

第三回世界青年平和友好祭（一九四九年ブダ

ペスト）第四回世界青年平和友好祭（一九五一年

外務省

第三回世界青年大会（一九五三年ブカレスト）  
第四

回世界青年學生平和友好祭（一九五三年ブカレスト）

第五回世界青年學生平和友好祭（一九五五年アルソ）

等の行事を主催し、シムラウを主催し、「平和擁護」  
「フィンズ

ムと帝國主義反対」、「植民地青年との連帯」  
「戦争排

究者の詩画粉砕」、「外口軍隊の撤退」  
「軍端と核兵器

の排撃」  
「シムラウのストローガン」  
「自由を信じて来たが、ニカラグス

ローガン連の外交政策上の文ローガンと全く同じで

あり、したがって自由諸国と対立関係に在るソ連の

「宣傳」であるものと

外交政策の結果的作持し、言わねるものと

いのである。

本友好祭が前記の五回友好祭に続くものであること

は、よくしたがって本友好祭にあつても、そのように入

し、ローガンが責任をもち、そのようである。本友好祭の團

外務省



する日共中委書記局より各地方青盟、地区青盟員会宛

指針はつぎの如くである。本友好愛の性格を以てし

る。

「わが青年は、この如くである。青年は、青年の平和と反戦情

と、青年の平和と、この如くである。青年は、青年の平和と反戦情

情、この如くである。青年は、青年の平和と反戦情

情、この如くである。青年は、青年の平和と反戦情

外務省

運動の発展と成ゆつたものに適切な積極的な指導と援  
助を与へる必要が有ります。そして在りて其の  
この運動に参加せしむるに統一行動を組織すると共に  
に、その中がその影響力も抑へて強めるように奮闘し  
ていかなる困難も克服すべし。

8	行政文書の名称等： エジプト、スーダンのモスクワ世界青年祭参加の件（埃第649号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円  
全部    一部    (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )  
 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)



15000000

第三課長

早

旅券課長

政亞局長

中近東書記官

埃第六四九号

昭和廿二年七月廿日

在エジプト

特命全權大使

土田 豊

外務大臣

藤山 愛一郎殿

政亞局  
32.7.30  
第四課

文書課  
32.7.30  
221

欧七 1123

記帖了

エジプト、スーダンのモスクワ世界青年祭参加の件

ナチにアラブ連盟事務局がモスクワにおける第六回世界青年祭

へのオバザーヴー派遣を謝絶した趣に付ては、六月十一日付往埃

オ五ノハ子モ此ノ報告済々トシテ、エジプトは、在青年祭に参加す

るニヒ、ナリ、運動選手、俳優、大学生、教授、労働者、農民等

六六三名（内女子一五〇名を含む）ヲ代表中、六五二名は七月

十九日 アレキサンドリア發ソ連船「ヤコルダア」号にてオデッサに向つた。  
前と同船には、スウェーデン代表六名が乗船したが、スウェーデン代表とし  
ては、友六の名の外、英國に留学中、青年六名及びその他、  
ヨーロッパ諸國に留学中、青年二名が含まれる由。  
友何等海參考まぐ。

9	行政文書の名称等： モスコーの世界青年友好平和祭をめぐる自由ドイツ青年の動向に関し報告の件（独第511号公信写） 決定区分： 開示
---	--

開示実施可能な媒体の種類： 文書または図画

数量： 4枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部    一部    (希望する部分： )

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：40円

全部    一部    (希望する部分： )

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：40円+媒体の料金

全部    一部    (希望する部分： )

複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

寫

独第五一—号公信写（昭和三ニキニ六付）

藤山外務大臣あて 在ドイツ武内特命全權大使發

モスコイの世界青年友好平和祭をめぐる自由ドイツ青年の動向に關し報告の件

ドイツ連邦検事局は来る七月二十八日より八月十一日までの間モスコイにおいて開催予定の第六回世界青年友好平和祭の西独に於ける準備委員会の幹部が非合法団体である「自由ドイツ青年」(FDJ)の元指導者であり、また彼らはモスコイ平和祭の推進機関たる「世界民主青年同盟」により平和祭の目的以外に利用されてゐるとの嫌疑により七月十六日以來家宅捜査等行方に至つたので、本件につき左のとおり御報告申進める。

七月十六日家宅捜査を受けたものは、モスコイ平和祭のドイツ準備委員長たるヴェルツブルグ大学法学部のF. P. シュナイダー教授、ミュンヘン大学神学部のJ. アウアハワザイ教授、

外務省

オッペンバツク在任の新聞記者レイゲル及びハノーヴァーにあるソ連旅行案内所の西独における唯一の代理店であるバス旅行案内所等である。又アウアハツザイ教授の各儀でミュンヘンのバイエルン州立銀行に預金されている平和祭のための口座は差押えられた。

ギエーデ連邦検察官が七月十八日発表したところによれば、家宅捜査を行った理由は、共産主義的色彩を有するモスコイの平和祭のための活動の背後にはF.D.J.の非合法的活動が潜んでおり、かつてF.D.J.の幹部であつたものが平和祭のドイツ準備委員会の代表者になつており、又その他の準備委員もかつてF.D.J.に加盟していたといふ事実によるものであるが、今回の捜査に当り逮捕されたものはない。

家宅捜査における押取物件は裁判所に提出され、調査されることとなつてゐるが、特に重要なものは発見されなかつた趣である。

モスコイ平和祭のドイツ準備委員会の委員長たるシュナイダー教授が、家宅捜査を受けたことに関連して語つたとあるによれば、最近数日間の郵便物及び準備委員会の書類が押収されたがモスコイ平和祭は「世界民主青年同盟」によつて組織化されているのではなく、世界各国（内共産国は十三カ国）の代表からなる「国際準備委員会」により組織化されており、現在までに西独内で一万二千ないし三千名が平和祭への参加を申出ているが、その一部は資金の調達が不充分である由で、また最近ヴェルツブルグの大学生は同教授がモスコイ平和祭準備委員会の活動に参加したことを遺憾と分る旨の決議を行つた事実にも鑑み、大学における職を辞任しなければならぬのではないかと懸念している趣である。

元F D J幹部の家宅捜査事件に関し七月十八日付のフランクフルター・アルゲマイン紙は「嫌疑」と題する社説において、要旨

左のとおり論じている。

モスコイ平和祭のドイツ準備委員の家宅捜査措置が総選挙の準備期間において、政府の政策に反対する或種の政治的傾向を閉止し、これを誹謗するものであるとの印象を与えたとすればこれは司法当局にとつても政府にとつても不愉快なことであるに違いない。従つてかかる疑は速やかに明白にされることとが望ましい。家宅捜査の嫌疑は、ドイツ準備委員会の幹部が世界民主青年同盟によつて平和祭促進の目的以外に、意識的ないし無意識的に利用されているためであると云われているが、これは嫌疑であつて、判決ではなく、家宅捜査を受けたものは未だ被告ではない。嫌疑を受けたものが単に一般と異なる独自の政治観を懷いてゐるにすぎないのであれば、彼らに考え方の自由は与えられてよいであらう。

本信等送付先 ソ、ベルリン、ハンブルグ

開示請求番号：2015-00669

開示請求対象行政文書一覧表

【3 / 7頁】 (別紙)

10	行政文書の名称等： タイ学生の世界青年大会参加に関する件 (泰本第869号)
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄をご覧ください。  
全部 一部 (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円  
全部 一部 (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金  
全部 一部 (希望する部分： )  
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)



89

アジア局長 参事官 第四課長

泰本第 八六九号

昭和三年七月三十一日

在タイ

特命全權大使 蒞込 信

外務大臣 藤山 義一 郎 殿

タイ學生の世界青年大会参加に關する件

モリスワで開かれたる第六回世界青年大会に對するタイ學生の参加に關し、ピアン總理は二十三日記者会見に於て、米國やSEATO加盟各國が、是れ年々参加を認めるなりタイ國も學生の訪りを許すべしと答へたり、又六日學生七名を許すと得て、出國に關する國內手續を了し、更に香港を由り紅毛國日

文書課 收 32.8.-6 448

32.8.3

丁四 1723

在外公館

8-6  
11.0

事は英國大使館の書記を求むるものと云ふ旅券の面には中  
 共の國を認めし「等」の字が押さるるに拘り  
 大旅行の目的には「中共」の字が押さるるに拘り  
 拒否されたものと僅然を自筆に「入」の字をとりし「中七日  
 常備に書記を和めし「中」の字が申請手帳に不備なりと云々  
 認め書記を和めし「中」の字が申請手帳に不備なりと云々  
 受け取り「中」の字が申請手帳に不備なりと云々  
 趣きあり

在外公館

11	行政文書の名称等： 第三回世界青年学生競技大会に関する文書 決定区分： 開示
----	---

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 1枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：10円  
全部    一部    (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：10円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )  
 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

欧亜三課

*[Handwritten signature]*

*[Handwritten signature]*

第六回青年学生平和祭（モスコト）と同時に、第三回世界青年学生競技大会が開かれるが、右大会には日本全国のスポーツ団体に個別的に招待があつた。個別の渡航申請は一切受けつけぬ方針であるので、体協が調整して六十一名の渡航申請を行い、あくまで平和祭参加の名目ではいかぬ態度をとつている。

第二回競技会（ワルソー）の場合にも、レスリング、体操、卓球、陸上の四種目計十八名が平和祭には無関係ということで体協が参加している。

欧亜局  
32.6.16  
第三課

12	行政文書の名称等： 国交が回復した共産圏諸国（ソ連、、、、）への本邦人の渡航に関する件 決定区分： 開示
----	---

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：30円  
全部    一部    (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：30円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )  
 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

極秘  
不公表

7-11

丁'3. 1. 1. 2 - 5

国交が回復した共産圏諸国（ソ連、  
への本邦人の渡航に関する件

三六二一四  
外 省 省

日閣議了解「国交未回復の共産圏諸国への本邦人の渡航に関する件」により処理しているところ、今次日ソ復交により本邦人のソ連渡航については、右基準からはずす必要が生じた。よつて、法務省、その他関係方面と協議の上大体別紙要領のとおり、本邦人のソ連渡航は原則としてこれを自由とするが、外務省および法務省において、それぞれ外交および治安上の影響を考慮し、必要と認めるときは、所要の制限を加えることとした。

今後わが国とソ連以外の共産圏諸国との国交が回復した場合に  
おいては、本邦人のこれら諸国への渡航は、自動的に本取扱いに  
よることとした。

なお、共産圏諸国人の本邦入国については、日ソ復交を機会に  
従来の査証申請不受理の立前を廃し、個々の申請に対し法務、外  
務両省協議の上処理する方針にあらため、本年一月七日から実施  
した。

国交が回復した共産圏諸国（ソ連、、、、）への本邦人の渡航に関する件

ソ連への本邦人の渡航については、当分の間左記基準によつてこれを処理するものとする。

記

### 一 基本方針

ソ連への本邦人の渡航については旅券法の規定に従い、他の一般諸国への渡航に比し特に差別しないことを立前とするも、その渡航が外交上又は治安上好ましくない影響を生ずることが比較的多かるべきことを考慮して、渡航手続に関する審査は特に慎重に取扱うものとする。

### 二 取扱要領

(イ) 渡航申請を受理したときは、その都度治安上の問題につき法務省の意見を徴するほか、要すれば関係各省の意見を求め、その結果をまつて処理するものとする。

(ロ) 外交上も治安上もその渡航について疑義がないと認められるときは、ただちに、高裁案をもつて、外務事務次官の決裁を得て処理する。

(ハ) 外交上又は治安上好ましくないと認められるときは、旅券法第十三条の規定によつて法務省と協議の上旅券発給拒否方申請人に通告する。

✓ (ニ) 在外公館が外国にある本邦人から渡航先追加によるソ連及び東欧共産圏諸国への渡航申請を受理した場合には、本省に経伺せしめ、本要領により処理する。

注、重要案件については事務次官会議に付議する場合もある。



13	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生平和友好祭日本代表団のソ連渡航に関する件（昭和32年6月6日付け移渡合第223号） 決定区分： 開示
----	--

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 5枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：50円  
全部    一部    (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：50円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )  
 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

注	信	13	2	13
附	属		の	ま
別	添	あり	(	答
紙				付)

記録分類

文書課長

(印)

文書課發送日

昭和三年六月六日

送信係

浄書係

校査係

(原稿)

(浄書)

主 務 住 局 長

主 任 渡 航 書 記 官

起案者

移 渡 倉 三 二 三 号

昭和

昭和三年六月六日 附

昭和

32年6月6日 起案

受 信 人 名

(まご先生 末尾記 我の とあり)

発 信 人 名

渡航書記官

写 送 付 先

到 着 期 限

6月6日までに必着のこと

この欄は至急係にのみ使用のこと

名 第六回 世界主日会 学生平和友好祭 日本代表団の  
件 ソ連渡航に關する件

第六回 世界主日会 学生平和友好祭 日本実行委員会 係

本館に在る 友好祭に

公 信 案 (甲)

外 務 省

付属物添付

校査係

記帳済

記帳済

回 覧 番 号

6 75

日本代表として五百名をソ連へ渡航させたいから

許可せよといふ別紙のとおり申請せられたところ、

右は諸般の角度から検討を要するので関係省庁の

~~御意見も~~ 御意見も取り入れ、  
協議の上処理するものとして左記により、貴方担当官

の御参照をわすれまい。

その別紙名簿には五百名中第一分として

取りまわす四七六名を記載せよとあり、残余の者

公信案  
高裁案 (乙)

外務省

に つ い て は 準 據 法 違 加 名 法 提 出 せ り 次 第 送 付 申 し 上 げ

30

記

日 時 六 月 十 二 日 ( 水 ) 午 前 十 時

場 所 外 務 省 第 二 一 三 号 会 議 室

三階

公 信 案 ( 乙 )  
高 裁 案

外 務 省

文部省大學學術局學生課長

運輸省大臣官房人事課長

郵政 " " " "

厚生 " " " "

建設 " " " "

大藏 " " " "

農林 " " 總務課長

勞働省勞政局勞務組合課長

自治庁郡世長官官房総務課長

市町村

總理府大臣官房人事課長

公安調査庁調査第二課長

敬告 察方 敬告 第 二 課 長

法 政 省 入 用 管 理 局 入 用 管 理 課 長

開示請求番号：2015-00669

開示請求対象行政文書一覧表

【4 / 7頁】 (別紙)

14	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生平和友好祭日本代表団のソ連渡航に関する件（昭和32年6月6日付け移渡合第1111号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分： )

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円

全部 一部 (希望する部分： )

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分： )

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

主	信	2	1	1
附	属			
別	添	1	1	1

記録分類

公信案 (甲)  外務省	代表委員平沢栄一から本友好祭に参加する者あり五百名のソ連	第六回世界連日学生平和友好祭日本実行委員会	第六回世界連日学生平和友好祭日本代表団の件	先付送写  名 某六回世界連日学生平和友好祭日本代表団の件	受信人  名 法務省入国管理局長 事務事務次官 (住信は写しと二部添)	昭和三十一年六月六日 昭和三十一年六月六日 昭和三十一年六月六日 昭和三十一年六月六日	文書課發送日 昭和三十一年六月六日	文書課長 主任 主任 主任	法務省あては入管入審主任渡し 附属物同封 検査原簿
	到着期限 6月6日までに必着のこと <small>この欄は至急信にのみ使用のこと</small>	発信人名 事務事務次官 細位局長	66	昭和三十一年六月六日 昭和三十一年六月六日 昭和三十一年六月六日	文書課發送日 昭和三十一年六月六日	主任 主任 主任	法務省あては入管入審主任渡し 附属物同封 検査原簿		

記帳済

記帳済

回覧番号



海航許可を申請減したの、一月十四日閣議了解

別紙のとおり

國交の回復した兵産園諸國への本邦人の海航に

関する件により申検討の上、本件につき貴見御分の

儀至急仰返願いたす。

別紙名付には

五名中第一次分として取りあてられ、  
記載

四七六名を申請して、  
記載  
張余下中、  
人選

海航許可を申請あり、  
記載  
海航

公債案  
高裁案 (乙)

外務省

15	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生平和友好祭日本代表団のソ連渡航に関する件（昭和32年6月11日付け移渡合第1130号）
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条1号
	決定理由： 理由1のとおり

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧<説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：30円  
全部    一部    (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：30円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )  
 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

主 信	3	1	4
附 信	↑ 3部 2部 1部 1部		
別紙	支 (3月 半)		

記録分類

文書課長



文書課送日 昭和廿二年六月拾日

發信係

淨書係

校在係

(淨書)

附屬物同封

檢

主管 渡航局長

主任

渡航局長

起案者

移渡第一一三〇号

昭和 昭和廿二年六月拾日附

昭和 32 年 6 月 11 日 起案

人名 法務省入国管理局長  
受信 (入国審査課長)

發信人名

175

先付送写

到着期限

6 月 12 日

日までに必着の 11 と

この欄は至急信にのみ使用のこと

名 第六回世界青年学生平和友好大会日本代表団の  
件 ソ連渡航に関する件

本件申請については、六月六日付移渡第一一三〇号

往信をもつて協議申し上げたが、今般申請者から追加

公信案 (甲)

外務省

記帳済

記帳済

回覧番号

人員二十四名を加えた全員五十名の新名付法を提出せ  
したので、別添送付すよから、ごにより市上審査ありたい。

なお、旧名付法(四十六名分) ~~記裁~~ 者のうち、左記

四名は病<sup>は</sup>等の<sup>り</sup>と<sup>り</sup>液<sup>り</sup>取<sup>り</sup>止<sup>り</sup>め<sup>り</sup>と<sup>り</sup>た<sup>り</sup>ので、新名付法<sup>か</sup>

~~記裁~~ <sup>は</sup>また、旧名付法には住所等記裁事項に誤りか

あり、<sup>り</sup>と<sup>り</sup>め<sup>り</sup>、<sup>り</sup>と<sup>り</sup>た<sup>り</sup>と<sup>り</sup>の<sup>り</sup>念<sup>り</sup>の<sup>り</sup>ため<sup>り</sup>申し添<sup>り</sup>え<sup>り</sup>。

記

公 信 案  
裁 察 (乙)

外 務 省

旧名簿一六パー

一九〇〇

三〇〇〇

四〇〇〇



公債案  
高裁案  
(乙)

外務省

16	行政文書の名称等： 第三回世界青年友好スポーツ大会日本選手団のソ連渡航に関する件（昭和32年6月26日付け移渡第1232号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円  
全部    一部    (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )  
 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

主 信			
附 属		(2) 2. 27	(2) 2. 27
別 紙	あ	(2) 2. 27	

記録分類

文書課長



文書課發送日

昭和廿三年六月廿六日

發信係

淨書係

校査係

(原稿)

(淨書)

主 管 移住局長



任 渡航書記官



起案者



移 渡 第 一 二 三 二 号

昭和

年

月

日 附

昭和

32

年

6

月

21

日 起案

人 名 法務省入国管理局長 殿  
受 信 (入国審査課氣付)

發 信 人 名 外務省移住局長

26 106

先 付 送 寫

到 着 期 限

6 月 26

日 まで に 必 着 の 事

この欄は至急係にのみ使用のこと

名 本三回在田介五月年友母スボーン大会日本選手団  
件 のソ連渡航に関する件

本件に関する旅行の申込みあり

本記の着からソ連渡航のため旅券発給申請があつたから、一月

十四日付閣議了解「国交が回復した共產圏諸国への本邦人の渡航

公 信 案 (甲)

外 務 省

付属物添付

記帳済

記帳済

回 覧 番 号

に關する件」により御検討の上、本件についてなんら御異議があらば、至急御回示ありたい。

記

氏名

生年月日

本籍

現住所

公信案  
高裁案 (乙)

外務省



17	行政文書の名称等： 第三回世界青年友好スポーツ大会日本選手団のソ連渡航に関する件（昭和32年6月26日付け移渡第299号） 決定区分： 開示
----	---

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画  
 数量： 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

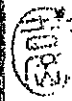
1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円  
全部    一部    (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )  
 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

主 信	/	/		
附 属 (別紙)	女(50名)			

記録分類

公 債 案 (甲)	モスコイと南條土佐の第三回在野主母スポーツ大会	日本体育協会 東会長から 来る <sup>きた</sup> 七月二十九日より	件名 第三回在野主母スポーツ大会日本選手団の ソ連遠征に南條土佐	写送付先	受信人名	移住局長 二九九号	主管 移住局長	文書課送日 昭和六年六月廿九日
				到着期限	送信人名	昭和六年六月六日附	参事官	楊林義 昭和六年六月廿九日
外 務 省				6月27日までに必着のこと <small>この欄は至急信にのみ使用のこと</small>	移住局長	渡航書記官	渡航書記官	校査係 (原稿) 起案者
					26 164	昭和六年六月廿五日 起案		

文書課長



付属物添付

記帳済

記帳済

回覧番号

大会に六丁一名の選手団を派遣したい旨が紙

のとおり申請致したので、本件渡航に關し貴見

を承知いたしましたし、毎今の儀至急仰向示願い

たい。

なお渡航費用は金額先方負担であるから参考

までに申し添へる。

公債案  
高裁案 (乙)

外務省

18	行政文書の名称等： 第三回世界青年友好スポーツ大会日本選手団のソ連渡航に関する件（昭和32年7月6日付け移渡第1318号）
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条1号
	決定理由： 理由1のとおり

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 &lt;説明事項&gt;【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分： )

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円

全部 一部 (希望する部分： )

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分： )複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

主 簿	<del>〃</del>	<del>〃</del>	<del>〃</del>
副 簿			
別 紙	あり	(そのまゝ)	

記録分類

公 信 業 (甲)	往 信 を も っ て 協 議 申 し 上 げ 五 日 一 行 中 木 っ ケ ー	本 件 に 関 し て は 六 月 二 十 六 日 移 渡 第 一 三 三 二 号	件 の ソ 連 後 航 に 関 す る 件	名 某 三 回 世 界 青 年 友 好 ス ポ ー ツ 大 会 日 本 選 手 団	送 付 先	受 信 人 名	移 渡 第 一 三 三 二 号	昭 和 三 十 二 年 七 月 五 日	昭 和 三 十 二 年 七 月 五 日 起 案	文 書 課 送 日	昭 和 三 十 二 年 七 月 六 日	文 書 課 長
					到 着 期 限	7 月 6 日 まで に 必 着 の こと	法 務 省 入 口 管 理 局 長 (入 国 査 査 洋 行 代 理 所)	昭 和 三 十 二 年 七 月 五 日 附	主 任 渡 航 書 記 官	主 任 渡 航 書 記 官	主 任 渡 航 書 記 官	主 任 渡 航 書 記 官

記帳済 記帳済 回覧番号

白書判

と日本ホフケー協会

とよみ共白を互い日本ホフケー協会から引紙の

とあり申し越したるのど、同人にツラシム仰書書の上

とありお分の儀仰返亦あり互い。

商公  
裁信  
案案  
(乙)

外務省

19	行政文書の名称等： 第三回世界青年友好スポーツ大会日本選手団のソ連渡航に関する件（高裁案）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 5枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
  2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：50円  
全部    一部    (希望する部分： )
  3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：50円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )
- 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘

記録分類

高裁案(甲)

団のソ連渡航に関する件

外務省

件名 某三四五 世界主月斗友好スポーツ大会日本選手

文書課長

(M)

高裁案

昭和32年7月6日 起案  
昭和32年7月10日 決裁

住局長

参事官

主任 渡航書記

起案者

大臣

(山)

官房長

(信)

総務参事官

政務次官

事務次官

(大野)

政亞局長

情報文化局長

第三課長

第三課長

回覧番号

記帳済

昭和32年七月十日

20

注意 決裁後直に写一通を文書課へ廻付すること



<p>日本体育協会の会長栗龍太郎から、七月二十九日より八月十日までモスクワで行われる第三回世界青年友好スポーツ大会に主催者として連オリムピック委員会の招請を受け、体操など五種目六十一名からなる選手団を派遣することになったので許可された旨を申請いたしました。</p>
<p>公 信 務 省 商 務 省 案 文</p>
<p>外 務 省</p>

右六十一名の内訳は、選手四六名（うち

女子体操二名）、役員十五名、一行は七月

十七日<sup>（頃）</sup>新湊港出帆のソ連船アレクサンドル、

モジヤイスキー号に乗船、ナホトカからモスコ

マゴは汽車及び航空機を使用するか（帰国

の順路は右と逆）、後航に要する諸費用は

全額ソ連オリンピック委員会に負担すること

公 信 案  
高 裁 察 (乙)

外 務 省

となつてゐる。

本件については、文部、法務両省とも同意

がなく、また一行中の公教員については、

申請書に添付せよとあり、それぞれ任命

権者の同意書書を取りつけずあり、当省

として、さしつかえなしの認められ、

方針承認を得るべく

公信案 (乙)  
高裁案

外務省

文部法務  
四者からほ  
り懸て四答  
のあつた。

高裁を仰ぐ。

添付書類

一 申請書

二 一名入替への申請書

三 文部省回答

四 法務省回答

公債案  
高裁案 (乙)

外務省

20	行政文書の名称等： 日本レスリング協会会長八田一朗のソ連渡航に関する件（高裁案） 決定区分： 開示
----	--

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 4枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：40円  
全部    一部    (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付・すべて複写した場合：40円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )  
 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘

昭和三年七月廿日

秘密指定解除  
外交記録・情報公開室

記録分類

文書課長

(印)

高裁案

昭和 32 年 7 月 13 日起案  
昭和 4 年 8 月 8 日決裁

注意 決裁後面に写一通を文書課へ廻付すること

参住局長

参事官

主渡航書記官

起案者

大臣

官房

総務参事官

政務次官

事務次官 犬野

欧亜局長

第三課長

情報文化局長

第四課長

件名 日本レスリング協会 会長八田一朗のソ連

渡航に関する件

高裁案(甲)

外務省

記帳済

回覧番号

655

日本体育協会 会長 東 龍太郎 から、  
七月二十九日からモスコにて開かれる第三回世界  
青年及婦人スポーツ大会組織委員会（ソ連）  
オリンピック委員会（の要請により、同大会の  
レスリング審判長として日本レスリング協会  
会長 八田 一朗（体育協常任理事）を派遣  
することになったのが許可された旨申請越した。

公 信 案  
高 裁 案 (乙)

外 務 省

同人は右大会参加の日本選手団の一員とし  
こころはよく、国際審判員として参加するに  
ソ連へは飛行機が赴くが、渡航費用は全額  
先方が負担することになった。なお先方から  
体操の審判長も日本側から出したいと希  
望し、こころはよく、これには、体操協から派遣  
され、  
目下ヨーロッパ諸国の体操団を視察中の

公債案  
高裁案  
(乙)

外務省



謄本がらは  
頭で同報  
あつた

近々藤天（五月十六日）ソ連等海軍と許可

したまふることになつてゐるよしである。

本件は許可し上つかへないものと認められ、法務

省においし果議がたいやど、許可を承認を

得るを

高裁を仰ぐ。

添付書類

公信案  
商裁案 (乙)

申請書

外務省

21	行政文書の名称等： 友好祭日本代表団等のソ連渡航に関する件（第284号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分： )

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円

全部 一部 (希望する部分： )

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分： )

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

要写 2 部

第三課長 遊 願

記録分類 J 2, 1, 0, 1-7

電 信 業 (甲)	電 信 省	外 務 省	共同記者一名を加えた計ニニ名は十九日	しほり別トスポーソ選手六一名、カメラマン五名	友好祭参加申請者五〇〇名を一五五名に	略	件名	宛	在ソ連邦 門脇大使	主 管 官 長 参 事 官 渡 航 書 記 官	昭 和 32 年 7 月 18 日 起 案	發 大 臣	第 二 八 四 号 (L T E)	電 送 第 10062 号	和 32.7.19 年 月 日 前 後 6 時 5 分 發	起 案 者 林 本 謙 吉 官	電 信 課 長 發 電 係 村 田
						略	友好祭日本代表団等のソ連渡航に関する件	宛									

電料金 4,000-

記帳済

回覽番号 681

電  
信  
案

外  
務  
省

新潟発ソ連船でナホトカヘ向イ間地カヨ送手団  
（記者一モ言ハ）ウラジノカハ空路、他ハ陸路モスコーヘ  
赴クハス。

開示請求番号：2015-00669

開示請求対象行政文書一覧表

【6 / 7頁】 (別紙)

22	行政文書の名称等： 井上頼豊のソ連渡航に関する件 (高裁案) 決定区分： 開示
----	--

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画  
数量： 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部 一部 (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：30円  
全部 一部 (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：30円+媒体の料金  
全部 一部 (希望する部分： )  
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)



記録分類

高裁案(甲)	第六回在野学生会平和友好祭日本実行	件名 井上頼典とのソ連渡航に関する件	<p>事務次官 <i>[Signature]</i></p> <p>官房長 <i>[Signature]</i></p> <p>総務参事官 <i>[Signature]</i></p> <p>渡航書記官 <i>[Signature]</i></p> <p>起案者 <i>[Signature]</i></p>	<p>事務次官 <i>[Signature]</i></p> <p>官房長 <i>[Signature]</i></p> <p>総務参事官 <i>[Signature]</i></p> <p>渡航書記官 <i>[Signature]</i></p> <p>起案者 <i>[Signature]</i></p>	<p>事務次官 <i>[Signature]</i></p> <p>官房長 <i>[Signature]</i></p> <p>総務参事官 <i>[Signature]</i></p> <p>渡航書記官 <i>[Signature]</i></p> <p>起案者 <i>[Signature]</i></p>	<p>文書課長 <i>[Signature]</i></p> <p>高裁案</p> <p>昭和32年7月18日起案 昭和4年7月19日決裁</p>
--------	-------------------	--------------------	--	--	--	---

外務省

記帳済



回覧番号

680

注意 決裁後直に写一通を文書課へ廻付すること

委員会から、同友好祭に<sup>催す</sup>お~~り~~催す~~こと~~コンクールの

審査員として、毎日新聞 三浦康コンクールは審査

員 井上頼重のソ連渡航許可申請趣いた。

同人は、さきに同株の目的で申請していた

鑑子が健康上の理由から渡航を中止すること

となったので、その代りに<sup>を</sup>淋道~~井上~~することになった

この~~こと~~、渡航費用は金額 前記友好祭 国際

公債案  
高裁案 (乙)

外務省

備委員令~~の~~か負担するものとすべし。

本件渡航はまじつかたないとの認められ、法務省

において、田中議かないの、許可方申承認を得る。

高裁を仰ぐ。

添付書類

一 申請書

二 菊鑑子の申請取り下げ願書

公信案 (乙)  
高裁案

外務省

いぬかあか  
頭で田中  
あつた。



23	行政文書の名称等： 衆議院議員風見章ら5名のソ連渡航に関する件（高裁案） 決定区分： 開示
----	--

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部      一部      (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：30円  
全部      一部      (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：30円+媒体の料金  
全部      一部      (希望する部分： )  
 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)



昭和32年七月廿九日

5

記録分類

高 裁 案 (甲)	に 関 す る 件	件 名 衆 議 院 議 員 風 見 章 の 連 名 の 連 名 の 連 名 の 連 名	事務次官 官房長	政務次官	大臣	参事官	主任	高 裁 案	昭 和 32 年 7 月 15 日 起 案	昭 和 32 年 7 月 19 日 決 裁	文 部 課 長
						参事官	主任	高 裁 案	昭 和 32 年 7 月 15 日 起 案	昭 和 32 年 7 月 19 日 決 裁	文 部 課 長



注意 決裁後直に写一通を文部課へ廻付す



記帳済

回覽番号  
渡 659

第六回 世界青年学生平和友好祭 国際

準備委員会より 友好祭の東山寮として 家議院

議員 夙見 章と、また、このころの審査員

として 岡鑑子、高田せい子、牛原 盛彦 及び

花柳寿二郎を、いよいよ渡航費用金額 右

委員会負担の招待する旨 日本実行委員会

に対し 連絡のあり、以上五名の連 渡航 につき

公債案 (乙)  
高裁案

外務省

法務省から  
頭で回答  
した。

同実行委員会から別紙のとおり申請した。

同人は空路ソ連に向い同国には七月二十八日

から八月十一日まで滞在する予定である。

本件は許可しつつかえまいとの認めらるる法務省

にありとも異議がないので申請書が承認を得なく

高裁を申しこ。

添付書類

公債案  
高裁案  
(乙)

凡見書に添する申請書  
南継子に添する申請書

外務省

24	行政文書の名称等： 高田せい子ら5名のソ連渡航に関する件（第287号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
  2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円  
全部    一部    (希望する部分： )
  3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )
- 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

三課長

記録分類 J 2.10.10

電信案(甲)	とし二十日、 <del>中</del> 、 <del>外</del> 、 <del>見</del> 、 <del>立</del> 、 <del>東</del> 、 <del>省</del> とし	井上頼曲は友姆客のコンクリン宿舎員	高田せい子、牛原虚彦、井代柳壽二郎	友姆客(團)際中宿舎員合の丸花九にあり	略	件名	宛	主任	渡航書証官	起案者
					第二八七号(INTER)	高田せい子ら五名のソ連渡航に関する件	内務大臣	住居長、参事官	昭和32年7月20日 起案	
外務省					電送第	10098号				
					32年7月	12時				

電信課長



渡航書証官

20日

記帳済	電料金概算
	3000

回覧番号
------

電信案

外務省

二十五日頃、~~東京~~ 外務省に赴く予定

九月廿九日

25	行政文書の名称等： 理研科学映画株式会社職員5名のソ連渡航に関する件（高裁案）
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条1号
	決定理由： 理由1のとおり

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画  
数量： 4枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
  2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：40円  
全部    一部    (希望する部分： )
  3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：40円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )
- 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)





昭和三十三年七月廿三日

記録分類

高 裁 案 (甲)	のソ連 海軍に 関する 件	件名	理研科学映画株式会社	高 裁 案	昭 和 三 十 三 年 七 月 廿 五 日 決 裁	昭 和 三 十 三 年 七 月 廿 五 日 起 案
		主任	渡航書記官	参事官	任	渡航書記官
大臣	事務次官	政務次官	官房長	総務参事官	第三課長	第一課長
高裁案	高裁案	高裁案	高裁案	高裁案	高裁案	高裁案

文書課長

注意 決裁後前に写一通を文書課へ廻付すること

外務省

記帳済

7/22

回覧番号  
渡航 679



理研科学映画株式会社から七月二十八日以降

二週間モスコワが開かれる第六回世界青年

学生平和友好祭に参加する日本代表の記

録映画を作るための同社職員

之名をソ連へ渡航させたいから許可してほしい

と申請越したところ、内閣調査室からソ連

撮影班にソ連情報収集を委嘱しをから渡航

高公  
裁借  
案案  
(乙)

外務省

の便宜を供与ありたい旨申し出があつた。

一行は前記友好祭国際準備委員会から

旅行者として多量加を許せしめあり、友好祭委員会は

日本代表団からモカメウミンの同行を歓迎する旨

申し出があつた。

本件申請については、乗船プレウサントル、モジヤイス

キーロウの新湊港を所まに日時之余裕がなかつた

公債案 (乙)

外務省

ため取り支之ず口頭きしつて法務省の了解を取り

つけることとに所要法航費用（特別外債）につい

ては不蔵、通産両省において田舎議がなないことを確

認し、上、七月十七日全員に旅券を發給したから

市邊認りたり

高裁を仰ぐ。

添付書類

公債案  
高裁案

(三)

申請書

外務省

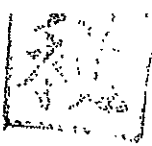
26	行政文書の名称等： 衆議院議員風見章の秘書のソ連渡航に関する件 (高裁案) 決定区分： 開示
----	---

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部 一部 (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：30円  
全部 一部 (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：30円+媒体の料金  
全部 一部 (希望する部分： )  
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)



昭和32年七月廿六日

記録分類

高裁案(甲)

外務省

件名 衆議院議員 凡見 章の 秘書 川田 寿  
の 連 渡航に 関する 件

大臣 官房長官  
政務次官  
事務次官  
主任 渡航書議官  
総務参事  
第三課長  
起案者

高裁案

昭和32年7月19日  
昭和32年7月19日  
決裁

文書課長

注意 決裁後直に写一通を文書課へ廻付すること

記帳済

渡航 704

第六回在界五月学生平和友好祭日本実行  
委員代表委員平沢栄一から友好祭の  
来賓として現在在ソ連渡航を申請中の家議  
院議員凡見章に私設秘書として随行  
させるため、慶応義塾大学講師川田壽  
のソ連渡航許可を申請した。

川田のソ連滞在期間は七月二十八日から八月



は認めらるる  
と認めらるる  
と認めらるる

十一日までの三ノ定は、渡航費用は一切  
~~前記~~ 国際  
海下備委員会の負担する。

本件はせしつかるべきものと認めらるる  
法務省

から異議を申し越しているが、許可方針承認  
を得る。

高上蔵を仰ぐ。

添付書類

公債案  
高裁案  
(乙)

申請書

外務省

事務官 〇〇〇